

人間文化研究機構理事の任命等に関する規程

〔平成17年3月25日〕
規程第96号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）組織規程第5条第2号の規定に基づき置かれる理事の任命等について定めるものとする。

(任命)

第2条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、機構における研究教育活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、機構長が任命する。

2 機構長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(任期)

第3条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該理事を任命する機構長の任期の末日以前でなければならない。

2 理事が欠員となった場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、機構長が必要と認める場合には、前項の規定によることができる。

(解任)

第4条 機構長は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、その理事を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。

2 機構長は、前項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、理事の任命等に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年3月25日から施行する。

2 この規程の施行日において、現に理事である者の任期の始期は、任命の日からとする。